

岩手県選挙管理委員会告示第95号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項の規定による平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成26年12月2日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之

岩手県第1区 23,308,600円

岩手県第2区 25,405,500円

岩手県第3区 22,797,000円

岩手県第4区 23,289,800円